

答申第 2 2 号の概要

1 件名

生活保護関係書類についての個人情報保有していないことによる非開示決定処分に対する異議申立て

2 争点

申立人が存在するはずであると主張する記録が公文書に存在するか否か。

3 審議会の判断

- (1) 申立人は、平成〇年〇月〇日保健福祉局保護課において、申立人に係るケース記録の原本を確認した時に、保護課で非開示部分に添付していた付箋紙の下に、非開示とされた金融機関名、支店名、口座番号及び預金残高以外に「〇〇」と書かれた記録が存在することを確認した旨主張している。
- (2) 審議会は、本件請求におけるケース記録N o 3の原本の付箋紙の下の非開示部分を確認したところ、実施機関が主張するとおり、関係先調査により判明した金融機関名、支店名、口座番号及び預金残高が記載されているのみで、それ以外の記録は存在しないことを確認した。
- (3) したがって、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。